

葛飾区街路灯に関する技術基準

16 葛都維第 1500 号
平成 17 年 3 月 31 日
道路維持課長決裁
改正 23 葛都補第 729 号
平成 23 年 8 月 25 日
道路補修課長決裁
改正 25 葛都補第 1859 号
平成 26 年 3 月 25 日
道路補修課長決裁
改正 28 葛都補第 181 号
平成 28 年 6 月 17 日
道路補修課長決裁
改正 4 葛都補第 530 号
令和 4 年 11 月 16 日
道路補修課長決裁

(目的)

第 1 この基準は、葛飾区街路灯維持管理要領第 4 の規定に基づき、街路灯の維持管理に必要な技術的基準を定めることを目的とする。

(照度)

第 2 確保すべき平均照度は、次表によるものとする。

区分	道路幅員	平均照度
地域幹線道路	16 m 以上	7.5 ルクス以上
生活幹線道路	8.2 m を超え 16 m 未満	5 ルクス以上
主要区画道路	6.4 m を超え 8.2 m 以下	3 ルクス以上
生活道路	6.4 m 以下	

(均斉度)

第 3 平均照度の均斉度は、0.1 以上とする。

※地域幹線道路は「道路照明施設設置基準・同解説」による。

(配置)

第 4 街路灯の配置は、次の各号によるものとする。

- 1) 電柱への共架を原則とする。これによれない場合は灯柱式とする。
- 2) 灯柱式とするときの配置配列は、千鳥配列または片側配列とし、これによれない場合は、現場状況を勘案のうえ決定するものとする。

(形式)

第5 街路灯の形式はLED道路照明とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) I型は、車道部用光束が3,000ルーメン以上、歩道部用光束が1,000ルーメン以上の多灯式街路灯をいう。
- 2) II型は、光束が3,000ルーメン以上の街路灯をいう。
- 3) III型は、光束が2,000ルーメン以上の街路灯をいう。
- 4) IV型は、光束が1,000ルーメン以上の街路灯をいう。

(形式の決定)

第6 街路灯の形式の決定は、次表によることとする。

なお、これによれない場合は、別途考慮するものとする。

区分	道路幅員	形式
地域幹線道路	16m以上	I型
生活幹線道路	8.2mを超え16m未満	II型
主要区画道路	6.4mを超え、8.2m以下	III型
生活道路	6.4m以下	IV型

- 2 駅前広場及び堤防道路は、前項の規定によることなく、実情を勘案のうえ形式、外観及び容量を決定するものとする。
- 3 道路幅員が16m未満の区道等についても、歩道部の照明が必要なときには、I型を用いることができるものとする。
- 4 第2に掲げる照度が局部的に確保できないときには、補助照明を設置することができるものとする。

(光源)

第7 街路灯に用いるLED道路照明(VA)は、次表によるものとする。

なお、光源の決定に当たっては、環境省の光害対策ガイドライン(令和3年3月改訂版)の規定を考慮するものとする。

形式	LED道路照明の種別	
I型	車道部用	LED 200VA以下
	歩道部用	LED 40VA以下
II型	LED 200VA以下	

Ⅲ型	L E D 40VA 以下
Ⅳ型	L E D 20VA 以下

(取付け高さ)

第8 灯具の取付け高さは、4.5 m以上とする。ただし、歩道部等については2.5 m以上とする。

(構造)

第9 街路灯の構造及び仕様等の詳細は、主管課長が別に定める。

付則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

この基準は、令和4年12月1日から施行する。